

貸借対照表

令和4年3月31日

資 産 の 部			負 債 ・ 純 資 産 の 部				
勘 定 科 目		金 額	勘 定 科 目	金 額			
流 動 資 産	現 預 金	現金	129,571	流 動 負 債	短期借入金	36,000,000	
		普通預金	89,231,492		預り金	52,000	
		定期預金	385,259,882		未払金	13,444,755	
		小 計	474,620,945		未払費用	18,123,881	
	事 業 売 掛 金	凍結精液売掛金	22,623,454		未払消費税等	817,900	
		液体窒素売掛金	437,904		リース債務	3,749,820	
		小 計	23,061,358		未払法人税等	3,325,400	
	た な 卸 資 産	肉用牛凍結精液	50,362,416		固 定 負 債	計	75,513,756
		現場検定牛	158,802,868			退職給付引当金	71,595,822
		液体窒素	837,790			リース債務	6,656,602
		飼料	19,056,277	預り寄託金		98,000,000	
		小 計	229,059,351				
	そ の 他 の 資 産	立替金	128,100				
		未収金	3,145,232				
		前払費用	150,975				
		仮払金	136,239				
	小 計	3,560,546					
	計	730,302,200	計	176,252,424			
	固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建物	343,122,962	純 資 産	特別積立金	200,000,000
構築物			120,258,919	設備更新積立金		250,000,000	
機械装置			1,050,000	肥育検定事業運営積立金		60,000,000	
農用機械			34,215,267	繰越利益剰余金		255,216,057	
車輛運搬具			15,943,629	(うち当期純利益)		(4,228,333)	
工具器具備品			118,409,602				
凍結精液保管器			11,208,500				
土地			1,652,992				
リース資産			22,150,000				
減価償却累計額			-397,029,784				
小 計		270,982,087					
無 形 固 定 資 産		無形固定資産	8,455,691				
		小 計	8,455,691				
		外部出資金	6,560,000				
	保険積立金	639,269					
リサイクル料	42,990						
計	286,680,037	計	765,216,057				
合 計	1,016,982,237	合 計	1,016,982,237				

損 益 計 算 書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

勘 定 科 目		金 額
事業等収益	肉用牛凍結精液売上高	293,653,694
	現場検定牛売上	145,473,767
	液体窒素売上高	7,758,404
	県肉用牛改良対策	127,445,000
	生産力強化補助金	1,870,000
	防疫対策補助金	1,445,000
	遺伝改良補助金	2,160,000
	事業等収益計	579,805,865
事業等原価	種雄牛造成事業費	
	直接検定事業	56,665,673
	産肉能力検定促進事業費	27,700,544
	候補種雄牛飼養管理業務費	32,215,540
	情報分析事業費	23,422,662
	計	140,004,419
	種雄牛管理事業費	23,668,360
	凍結精液製造事業費	40,718,467
	現場後代検定事業費	188,199,065
	情報処理事業費	6,840,373
	販売事業費	38,903,738
	事業推進事業費	50,383,430
	基礎雌牛調査事業費	1,729,586
事業等原価計	490,447,438	
事業等利益		89,358,427
一般管理費		89,382,087
営業利益		-23,660
営業外収益	受取利息	277,926
	雑収入	11,140,402
	配合飼料奨励金	1,954,100
	計	13,372,428
営業外費用	支払利息	511,919
	雑費	1,595,756
	その他	0
	計	2,107,675
経常利益		11,241,093
特別利益	固定資産売却益	90,910
	計	90,910
特別損失	固定資産除却損	598,341
	固定資産圧縮損	3,179,929
	計	3,778,270
税引前当期純利益		7,553,733
法人税、住民税及び事業税		3,325,400
当期純利益		4,228,333

一般社団法人 宮崎県家畜改良事業団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮崎県家畜改良事業団（以下「事業団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 事業団は、主たる事務所を宮崎県児湯郡高鍋町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、優良種雄牛の造成及び家畜人工授精用凍結精液の計画的な需給管理を推進することにより肉用牛の改良と増殖を促進し、もって農家経営の安定と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計画交配による候補種雄牛の作出及び後代検定による優良種雄牛の選抜
- (2) 家畜人工授精用凍結精液の製造・購入及び譲渡
- (3) 肉用牛の改良及び繁殖に関する調査・研究及び普及
- (4) 肉用牛の肥育
- (5) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

(事業規定)

第5条 事業団は、前条第1号から第4号までに掲げる事業の実施については、次の事項を記載した業務方法書を定める。

- (1) 肉用牛部会運営に関する事項
- (2) 肉用種雄牛の繋養管理に関する基準
- (3) 肉用牛凍結精液の製造に関する基準
- (4) 凍結精液の保管に関する基準
- (5) 家畜人工授精用凍結精液の譲渡に関する基準
- (6) 肉用牛産肉能力の検定に関する基準
- (7) 肉用牛の肥育に関する基準
- (8) 衛生管理に関する基準
- (9) その他当該事業の実施に関し必要な事項

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 事業団の会員は、宮崎県内に事務所を有する郡市家畜改良協会、郡市畜産農業協同組合連合会及びこれに準ずる農業協同組合、県経済農業協同組合連合会、全国和牛登録協会宮崎県支部及び地方公共団体並びに事業団の目的に賛同し、入会を希望するその他の団体とする。

2 前項の会員を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 事業団の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより引き受けようとする寄託口数を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第8条 会員は退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 事業団は会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 事業団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が解散したとき。

(寄託)

第11条 会員は、寄託の1口以上を有しなければならない。

- 2 寄託の1口金額は10,000円とする。
- 3 寄託の受入、返還に関する手続き及び管理等の取扱については、この定款の定めるもののほか理事長が別に定める。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会を持って一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 事業計画及び収支予算の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事又は会員は、総会の目的事項について提案した場合において、当該議案につき会員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面又は代理人による決議)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催される日の前日までに理事長に提出しなければならない。

3 第1項の代理人は代理権を証する書面を総会が始まる前までに、理事長に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使するものは、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には議長及び出席した監事が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 事業団に、次の役員を置く。

理事 23名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、事業団を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする事業団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする事業団との取引

(3) 事業団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における事業団とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第29条 事業団は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(特別委員会)

第30条 事業団は、円滑な運営を図るため理事会が必要と認めるときは、理事会の決議により、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の委員は、役員及び学識経験者から、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 特別委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(顧問)

第31条 事業団に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 事業団に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 諸規定の制定及び改廃

(3) 前2号に定めるもののほか、事業団の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

(6) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前の規程にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案に異議を述べたときは除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第38条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 事業団の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 事業団は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分の制限)

第45条 事業団は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告

(公告の方法)

第46条 事業団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 事業団の最初の理事長は岩下忠とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。